

大和市監査委員告示第 2 7 号

令和 5 年 1 0 月 3 0 日付け大和市監査委員告示第 2 6 号をもって公表した教育部に対する監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

大和市監査委員 佐 藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

監査の結果	措置の内容
(学校教育課) 奨学金給付に関する事務において、奨学生選考基準の要件を超えて、奨学金を支給しているものがあった。	(学校教育課) 奨学生の決定取消を行い、相手方に謝罪し、奨学金返還の手続きを行いました。 今後は、審査手続きを見直し、電算処理や表計算シートを利用した自動計算による所得判定を行った上で、複数の職員で突合確認を実施し再発防止に努めます。